

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ  
(ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分)

- 1ひとり親世帯分  
児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付
- 2ひとり親世帯以外分  
児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等以外の方への給付

●給付金の対象となる方  
(以下、①～③のいずれかに該当する方)  
①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方  
↓申請不要(令和3年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込み済)  
②公的年金等(※1)を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方  
↓②、③に該当の方は申請が必要です。

●給付金の対象となる方  
(以下、①②の両方に当てはまる方)  
①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等  
②令和3年度住民税(均等割)が非課税の方、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方  
↓①②のうち、令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方は申請不要(令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込み済)  
↓右記以外の方は、申請が必要です。(例 高校生のみ養育している方で住民税非課税の方、収入が急変した方)

●給付額  
児童1人当たり一律5万円

●給付額  
児童1人当たり一律5万円

### 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

●対象者  
次の要件に該当する児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

- ・父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ・父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・18歳に到達する日の属する年度の3月31日まで、児童の心身に障がいのあるときは20歳の誕生日の前日まで。

●支給制限  
児童が施設に入所しているとき  
・受給者または児童が公的年金を受けているとき  
・前年分の所得が一定額以上あるとき など

お気軽にお問い合わせください。



児童扶養手当受給者は、令和3年8月1日から同月31日までに「現況届」を役場に来庁して提出する必要があります。

また、支給開始月から5年を経過する予定の方及び既に5年以上経過した方は、「一部支給停止適用除外事由届」を合わせて提出してください。

「ご案内は個別に郵送しますのでご確認ください。」  
なお、提出がない場合は手当額の一部または全部が停止される場合があります。

### 特別児童扶養手当

一定以上の障がいのある児童(20歳未満)を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

●支給制限  
・前年分の所得が一定額以上ある場合  
・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき  
・児童が施設に入所しているとき

特別児童扶養手当受給者は、9月までに「現況届」を提出する必要があります。対象者には8月中旬に現況届提出の依頼文書をお送りしますので、忘れずに提出してください。

- 申請等提出先  
福祉子育て支援課子育て支援室
- トマム支所
- 問い合わせ先  
福祉子育て支援課子育て支援室
- ☎(56)2125

## 占冠村選挙管理委員会からのお知らせ

### 占冠村長選挙及び占冠村議会議員補欠選挙が行われます

令和3年9月5日任期満了に伴う占冠村長選挙及び占冠村議会議員補欠選挙が8月29日(日)に行われます。

地方自治の健全な発展のため、貴重な一票を投じましょう。

■投票日  
令和3年8月29日(日)  
※予定

■告示日  
令和3年8月24日(火)  
■占冠村議会議員補欠選挙の選挙すべき人数  
1人

■選挙に関するお問い合わせ  
占冠村選挙管理委員会事務局  
(占冠村役場総務課内)  
電話(56)2121

#### 投票できる方

- 日本国籍を有する方
- 平成15年8月30日以前に生まれた方
- 令和3年5月23日までに占冠村に転入し、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録され、占冠村の選挙人名簿に登録されている方

#### 投票所及び投票時間

- 第一投票所(中央地区)  
占冠村コミュニティプラザ 多目的ホール  
午前7時から午後8時まで
- 第二投票所(占冠地区)  
占冠地域交流館 体育館  
午前7時から午後6時まで
- 第三投票所(双珠別地区)  
双珠別住民センター 集会室  
午前7時から午後4時まで
- 第四投票所(トマム地区)  
トマムコミュニティセンター 多目的ホール  
午前7時から午後6時まで

#### 投票入場券

投票入場券は選挙告示日(8月24日(火))までにお手元に届くように郵送しますので、大切に保管し、忘れずに投票所にお持ちください。

#### 期日前投票

投票当日に仕事や旅行などの都合により投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票をすることができます。

- 期日前投票期間  
令和3年8月25日(水)から令和3年8月28日(土)まで
- 期日前投票所及び投票時間  
旧からの農協占冠出張所 事務所  
午前8時30分～午後8時  
トマムコミュニティセンター 事務室  
午前8時30分～午後5時30分

・新型コロナウイルス感染症対策として、混雑した場合は入場制限のためお待ちいただくことがあります。

※どちらの選挙も立候補者が1人だった場合は、投票は行われません。その際は、新聞折り込み、行政区回覧、村ホームページ等でお知らせします。

### 清拭布を募集します

赤十字事業の一環として高齢者福祉施設へ清拭布の寄贈を予定しています。ご家庭の使用済みのタオル(バスタオル含む)、シーツ、衣類(Tシャツや浴衣着など)をお寄せください。※シミ等の汚れの無いものをご用意ください。持参が困難な場合は、事務局までご相談ください。

#### 持参先

占冠村赤十字奉仕団事務局  
(福祉子育て支援課社会福祉担当)  
トマム支所  
地区担当(左記のとおり)

地区	担当
本通	藤本 栄 藤田 育
千歳	平岡 美紀 神田 雅美
高台	大和 妙子 高橋 貴美
占冠	松下 抄子 中村 裕

#### 募集期間

令和3年9月30日まで

#### 寄贈先

占冠村社会福祉協議会  
小規模多機能型居宅介護施設「たま〜る」

占冠村赤十字奉仕団事務局  
(福祉子育て支援課社会福祉担当)  
☎(56)2125